令和６年９月３日
栗東市防災会議【資料２】

栗東市地域防災計画
修正方針(案)

～　目　次　～

１　地域防災計画修正の趣旨 1

２　防災関係法令及び関連計画等の動向 2

３　上位計画・関連計画等について 3

４　地域防災計画の修正方針.....6

参考　栗東市の災害リスク等 7

1　地域防災計画修正の趣旨

栗東市地域防災計画は災害対策基本法第 42 条(昭和 36 年法律第 223 号)及び栗東市防災会議条例に基づき、栗東市防災会議が作成する計画です。

栗東市の地域にかかる地震・風水害等の災害対策を実施するにあたり、市、県及び関係機関及び住民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を定め、社会秩序の維持と公共の福祉の向上を図ることを目的としています。

現行の栗東市地域防災計画は、東日本大震災の教訓等を踏まえて、令和元年度に必要な見直しを行いました。

その後も国内各地では、台風や集中豪雨、地震等による大規模な被害が発生し、国はこれらの災害教訓を踏まえて、防災関係法令等の改正や防災基本計画の修正等を行ってきました。

一方、滋賀県においても、国の防災基本計画の修正や令和元年房総半島台風等の災害対応で明らかとなった課題等を踏まえ、令和 4 年度に滋賀県地域防災計画の修正を行っています。

今回の栗東市地域防災計画の修正は、上記の防災関係法令等の改正や防災基本計画及び滋賀県地域防災計画と整合を図るとともに、感染症対策等の新たな生活様式、令和６年能登半島地震等の教訓を反映した防災対策の強化を図るために行うものであり、併せて住民による自主防災活動の確立を図り、地域の防災力向上を目指します。

栗東市地域防災計画の位置づけ

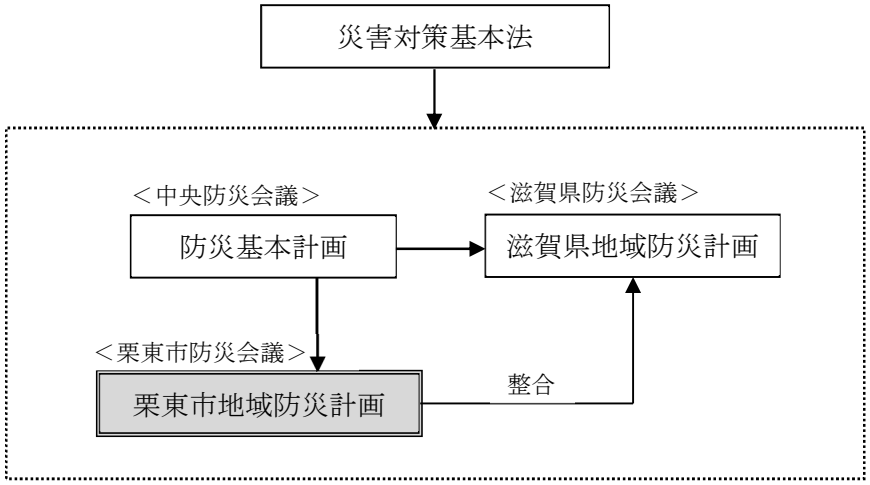

※栗東市地域防災計画は、国の「防災基本計画」及び「滋賀県地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した計画となっています。

２　防災関係法令及び関連計画等の動向

近年の防災に係る主な国の法令や国・県・栗東市における主な防災関連計画、指針等の策定又は改定の動向は次のとおりです。

年月	国	滋賀県	栗東市
R2.3		・滋賀県地域防災計画修正 ※原子力災害対策編含む ・滋賀県緊急時モニタリング計画修正	・栗東市地域防災計画修正 ・栗東市国民保護計画修正 ・栗東市避難所運営マニュアル修正 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル修正 ・災害時職員初動マニュアル修正 ・栗東市業務継続計画策定 ・第六次栗東市総合計画策定
R2.4	・市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き策定		
R2.5	・防災基本計画一部修正 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）		
R2.6		・滋賀県国土強靭化地域計画改定	・栗東市国土強靭化地域計画策定
R2.8			・第四次栗東市都市計画マスタープラン策定
R3.3		・滋賀県地域防災計画修正 ※原子力災害対策編含む	・栗東市総合防災マップ発行
R3.5	・防災基本計画一部修正 災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）等を踏まえた修正（各編） ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画変更 ・避難情報に関するガイドライン改定 ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針改定 ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定		
R3.6	・市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き策定		
R4.3		・滋賀県地域防災計画修正 ※原子力災害対策編含む	
R4.4	・避難所運営ガイドライン改定	・原子力災害に係る滋賀県広域避難計画修正	
R4.6	・防災基本計画一部修正 最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正（各編） ・災害救助法改正		
R4.9	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画変更		
R4.12			・「栗東の都市計画」改訂
R5.3		・滋賀県地域防災計画修正 ・原子力災害に係る滋賀県広域避難計画修正	
R5.5	・防災基本計画一部修正 最近の災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正（各編） ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き改定		
R6.3		・滋賀県原子力災害医療マニュアル改訂	
R6.6	・防災基本計画の一部修正 令和６年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正（各編）		

３　上位計画・関連計画等について

（１）災害対策基本法の改正（令和３年５月）

現行の栗東市地域防災計画修正以降の災害対策基本法の改正状況は、次のとおりです。

年月	背景・目的	改正概要
R3.5	頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため	1）災害時における円滑かつ迅速な避難の確保 ①　避難勧告・避難指示の一本化等 ②　個別避難計画の作成 ③　災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等 2）災害対策の実施体制の強化 ①　非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更 ②　防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 ※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置 ③　内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

①避難勧告・避難指示の一本化

この災害対策基本法の改正では、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方が包括的に見直されました。

また、「避難勧告等に関するガイドライン」が名称を含めて改定され、「避難情報に関するガイドライン」として、令和３年５月に公表されました。

気象庁では、このガイドラインの改定を受けて、記録的短時間大雨情報の運用の変更や、顕著な大雨に関する情報の運用開始等が実施されています。

新たな避難情報等

警戒レベル	状況	行動を促す情報
５	災害発生又は切迫	緊急安全確保
警戒レベル４までに必ず避難！		
４	災害のおそれ高い	避難指示
３	災害のおそれあり	高齢者等避難
２	気象状況悪化	気象庁の大雨・洪水注意報等
１	今後気象状況悪化のおそれ	気象庁の早期注意情報

従来の避難情報

行動を促す情報
災害発生情報
避難指示（緊急）・避難勧告
避難準備・高齢者等避難開始
気象庁の大雨・洪水注意報等
気象庁の早期注意情報

②個別避難計画の作成

本改正では、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定され、令和３年５月に公表されました。

滋賀県地域防災計画では、「県と市町は連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、（中略）等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る」とされています。

（２）防災基本計画の修正（令和２年５月～令和６年６月）

現行の栗東市地域防災計画修正以降の防災基本計画の修正状況は、次のとおりです。

年月	主な修正項目
R2.5	**・主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正** 災害リスクととるべき行動の理解促進 河川・気象情報の提供の充実 災害廃棄物処理体制の整備 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化 自然災害即応・連携チーム会議の開催 **・主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正** 災害に慣れていない自治体への支援の充実 長期停電・通信障害への対応強化、 被災者への物資支援の充実
R3.5	**・災害対策基本法の改正を踏まえた修正** 災害対策本部の見直し 個別避難計画の作成 避難勧告・避難指示の一本化等、 広域避難に関する事項 **・新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策** 避難所における感染症対策 避難所開設・運営訓練の実施 パーティション等の備蓄の促進 コロナの自宅療養者等に対する情報共有等 被災自治体への応援職員等の感染症対策
R4.6	**・令和３年度に発生した災害を踏まえた修正** 盛土による災害の防止に向けた対応 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害 → 航路等に漂流する軽石の除去 トンガ諸島の火山噴火による潮位変化 →海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示すの適切な発令 **・関連する法令の改正を踏まえた修正** 津波対策の推進に関する法律の改正 → 津波対策の推進 豪雪地帯対策特別措置法の改正 → 豪雪地帯における雪害対策の推進 海上交通安全法等の改正 → 船舶交通の安全確保航空法施行規則の改正 → 災害応急対策に従事する航空機の安全確保
R5.5	**・最近の施策の進展等を踏まえた修正** 多様な主体と連携した被災者支援、国民への情報伝達、デジタル技術の活用 **・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正** 北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達 **・令和４年に発生した災害を踏まえた修正** 北海道知床で発生した遊覧船事故 → 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化 トンガ諸島の火山噴火による潮位変化 → 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達
R6.6	**・最近の施策の進展等を踏まえた修正** 新たな総合防災情報システムの運用開始、水害対策の強化 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 **・関連する法令の改正を踏まえた修正** 活動火山対策特別措置法 → 活動火山対策の強化 医療法 → 災害支援ナースの充実・強化 水防法及び気象業務法 → 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、 都道府県の求めに応じた提供の実施 災害対策基本法施行令の改正 → 緊急通行車両確認標章等の事前交付 **・令和６年能登半島地震を踏まえた修正** 被災地の情報収集及び進入方策、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送 その他各省庁における振り返り → 長時間継続する津波の見通し等に関する解説、 より実態に即した液状化リスク情報の提供

（３）滋賀県地域防災計画の概要（令和５年３月）

滋賀県地域防災計画の令和 4 年度(風水害等・震災・事故災害、原子力災害)の主な修正内容は、次のとおりです。

修正項目	修正内容
① 盛土による災害の防止に向けた対策	・盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正指導を行うことを追記 ・危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町で避難情報の発令基準等の見直しが必要な場合、県は、適切な助言や支援を行うことを追記
② 雪害対策に係る体制強化	・雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護について追記
③ 安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化	・市町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、積極的に情報収集を行うことを追記
④ 防災教育の推進	・消防団員・防災士等が参画した、学校における体験的・実践的な防災教育の推進に努めることについて追記
⑤ 災害対策本部の設置基準	・長周期地震動階級４が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨を追記
⑥ 自衛隊との連携体制強化	・原子力災害時において、自衛隊が実施する避難の援助等救援活動に必要な輸送車両や放射線防護資機材を、必要に応じて県が提供・貸与する旨を追記
⑦ 原子力事業者との連携体制強化	・避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染により発生した放射性物質等により汚染した廃棄物の処理を原子力事業者が行う旨を追記
⑧ 前回修正時から新たに締結した災害時応援協定等	・新たに締結した災害時応援協定を追記

（４）その他改定・作成されたガイドライン等（令和２年５月～令和５年５月）

現行の栗東市地域防災計画改定以降に改定・作成等がされた主なガイドライン等は次のとおりです。

年月	資料名	出典
R2.5	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン	内閣府
R2.10	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン	滋賀県
R2.12	冬季における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について	内閣府
R3.3	人とペットの災害対策ガイドライン	環境省
R3.3	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	内閣府
R3.5	福祉避難所の確保・運営ガイドライン	内閣府
R3.5	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	内閣府
R3.5	水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	国土交通省
R3.6	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン	内閣府
R3.7	水防計画作成の手引き（水防管理団体版）	国土交通省
R4.3	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き	国土交通省
R4.3	災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き	内閣府
R4.4	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン	内閣府
R4.4	避難所運営ガイドライン	内閣府
R4.4	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府
R4.9	避難情報に関するガイドライン	内閣府
R5.5	大規模地震・津波災害応急対策対処方針	内閣府
R5.5	市町村のための水害対応の手引き	内閣府

４　地域防災計画の修正方針

以上の背景のもと、栗東市地域防災計画を次の修正方針に従って修正を行います。

方針①　関係法令の改正や上位計画等の改定内容の反映

現行の栗東市地域防災計画に反映されていない法令、防災基本計画、滋賀県地域防災計画、その他関係機関等の計画内容を確認し、整合を図るとともに、上位機関が作成する防災に関連するガイドライン等の内容を反映します。

方針②　近年の災害対応からの教訓を踏まえ、新たな知見を迅速に反映

令和６年能登半島地震など、近年頻発している気象災害から得られる新しい知見等を随時把握し、有用な対策等を迅速に反映する

方針③　防災関係機関の組織、資料、防災施策等の更新

変更されている市をはじめとする防災関係機関の組織名称、資料、防災施策等について、最新の内容に更新する

方針④　災害対策本部組織体制や事務分掌等を見直し

業務継続計画の修正や受援計画の策定等に伴い、災害対策本部の組織体制や事務分掌等を適宜見直す

参考　栗東市の災害リスク等

（１）地震

平成 26 年滋賀県地震被害想定では、栗東市に影響が大きいケースとして「琵琶湖西岸断層帯」を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケース(case2)が想定されています。また、南海トラフ巨大地震発生時には震度 6 弱が想定されており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されています。

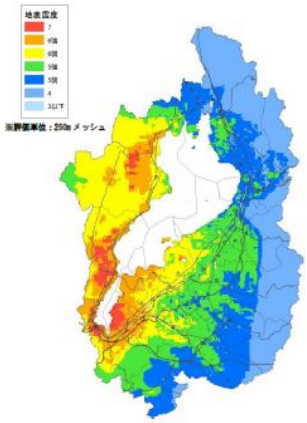

琵琶湖西岸断層帯(case2)
滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）

（２）水害

栗東市では、平成 25 年 9 月台風 18 号による記録的大雨の影響により金勝川が決壊し、目川地区で浸水被害が発生しました。栗東市には、野洲川、金勝川一帯が広範囲に浸水することが想定されています。また、市内 10 か所の防災重点農業用ため池におけるため池ハザードマップを作成し、地震や大雨による決壊時の被害へ注意を呼び掛けています。

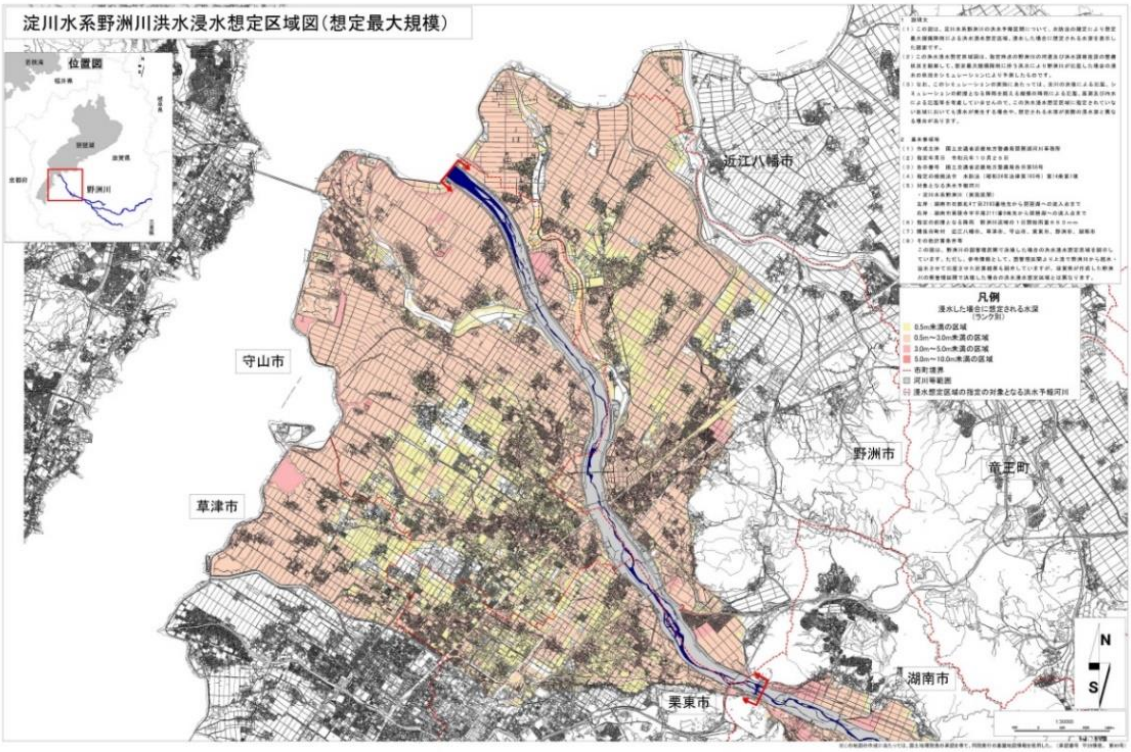

野洲川洪水浸水想定区域図（想定最大規模（1000 年に 1 度）の降雨を想定）

（３）土砂災害警戒区域

平成 25 年 9 月台風 18 号による記録的な大雨の影響により安養寺山で土砂崩れが発生しました。県 HP にて市内の土砂災害警戒区域等が公表されています。

土砂災害警戒区域等の指定区域数

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
栗東市	148	107

資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室